会計事務所がこっそり教える
# 税金マル得情報
2022年2月号

## 「事業年度末に保有する上場有価証券の評価損は計上できるのか？」

**1. 会計上の上場有価証券の評価損の計上について**

上場会社が安定株主対策として、系列店や取引先に自社の株式を保有してもらっていることがよく見受けられます。会社によっては、その上場会社の株式の残高が決算書上で数千万円となっている場合さえあります。

ところで、コロナウイルスの影響で、飲食業界や旅行業界など特定の業界の上場有価証券の株価は暴落しています。会計上では、事業年度末において株価と帳簿価額の差額について、下記に該当した場合には評価損を強制的に計上するとしています。

① 50%以上の下落
合理的な反証がない限り、減損する。
② 30%～50%未満の下落
回復可能性を判断した上で、回復可能性があると認められるものを除いて、減損する。

ポイントは、①の 50%以上の下落の場合には、将来的に株価が回復するか不明な場合であっても、減損して評価損を計上しなければいけないことです。

**2. 税務上の上場有価証券の評価損の計上について**

法人税法上でも、事業年度末に保有している上場有価証券の評価損の計上を認めています。ただし、それは、下記の 2 つの要件をどちらも満たした時となります。

① 上場有価証券の当該事業年度終了の時における価額がその時の帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回ること。
② 近い将来その価額の回復が見込まれないこと。

ここで、①は会計上の基準とほぼ同じですが、②については、将来、株価が回復する見込みがないという根拠が必要となります。つまり、「会計上の基準≠税務上の基準」となっているのです。では、この根拠はどのように示せばよいのでしょうか？

実は、リーマンショックのときに国税庁が発表した「上場有価証券の評価損に関するQ＆A」が、今回のコロナ禍の状況でも同じように適用できるとされているのです。その中に、下記の記載があります。

発行法人に係る将来動向や株価の見通しについて、専門性を有する客観的な第三者の見解があれば、これを合理的な判断の根拠のひとつとすることも考えられます。

具体的には、専門性を有する第三者である証券アナリストなどによる個別銘柄別・業種別分析や業界動向に係る見通し、株式発行法人に関する企業情報などを用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠が提示されるのであれば、これらに基づく判断は合理的な判断であると認められるものと考えられます。

**簡単に言えば、口座を開いている証券会社から証券アナリストのレポートを取得して、それを根拠にすればよいことになります。**一般的には、有償で販売されているはずですが、それでも評価損が大きい場合には、購入してでも計上すべきです。

**3. 監査法人の監査を受けている会社は特別**

「上場有価証券の評価損に関するQ＆A」には続きがあります。それは、監査法人の監査を受けている会社だけは、今まで説明してきた法人税法上の要件を満たさなくても評価損を計上できるというものです。

それは、**上場有価証券の株価が帳簿価額よりも50%以上下落した場合に限ってですが、会計基準の評価損をそのまま、税務上の評価損として使うことを認めているのです。**つまり、「会計上の基準＝税務上の基準」となります。

監査法人の監査を受けている会社とは、上場会社は当然ですが、それ以外でも IPO を目指していたり、会社法上の監査を受けていたりする会社も含まれることになります。